

市内事業者アジア戦略実証支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 15 日 経済観光部長決裁

(通則)

第 1 条 この要綱は、市内事業者アジア戦略実証支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、市内事業者のアジア諸国へのビジネス展開の取組を支援することにより、外貨の獲得やビジネス連携など市内事業者の稼ぐ力の向上を通じて市内産業・経済のさらなる活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の対象となる市内事業者は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 那覇市中小企業振興基本条例第 2 条第 1 項第 1 号で定める中小企業者。
- (2) 市町村税に滞納のない者。
- (3) 那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できる者。

(補助対象事業)

第 4 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 輸出入の他、現地事業者等とのパートナーシップの構築、人材確保等のアジア地域を対象とした海外展開に関する事業であること。なお、対象地域の詳細は募集要項等別で定める。
- (2) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (3) 公的な資金を用途として社会通念上、不適切と判断される事業（風俗系業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと
- (4) 本事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県から他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 市長は、市内事業者がアジア地域への海外展開の計画で必要となる経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、1者当たり50万円を上限額とし、対象経費は別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助事業期間）

第6条 補助事業期間は、原則として、第8条の規定による交付の決定を行った日から補助事業が完了した日又は別途募集要項で定める期日のいずれか早い日までとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする市内事業者は、交付申請書（第1号様式）に次の各号の書類を添付し、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 会社概要書（第3号様式）
- (3) 事業概要書（第4号様式）
- (4) 対象経費内訳書（第5号様式）
- (5) 定款の写し

※個人事業主：個人事業の開業届の写し

- (6) 決算書、損益計算書、貸借対照表等の写し（直近1ヵ年）

※個人事業主：直近1ヵ年の確定申告書の写し

- (7) 履歴事項全部証明書（法人のみ。3カ月以内に発行されたもの。）

(8) 営業証明書（個人事業主や法人で本社が市外にあり、支店や事業所が市内にある場合等）

- (9) 市税納税証明書（税額表示なし。1か月以内に発行されたもの。）

- (10) 商品・サービスのパンフレット等商品内容がわかるもの

- (11) 対象経費の見積書（経費算定の根拠となる資料等）

- 2 市内事業者は、第1項の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して提出しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知する。不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(計画変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助対象経費の区分間における、総額2割以内の配分額の変更

(2) 補助の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、交付申請取下届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第11号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長が報告を求めたときは速やかに遂行状況報告書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は別途募集要項で定める期日のいずれか早い日までに実績報告書（第 13 号様式）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金交付確定通知書（第 14 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、精算払請求書（第 15 号様式）を市長に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 16 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 市長は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合、交付決定取消通知書（第 17 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。なお、前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、前 2 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 4 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 5 第 3 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(成果の報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 3 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業状況について、事業実施状況等報告書（第 18 号様式）により市長に報告しなければならない。

(補助金の経理)

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から 5 年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(是正のための措置および立入検査)

第 20 条 補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

2 補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができるものとする。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から適用する

別表（第 5 条第 2 項関係）

助成対象経費
① 海外旅費 航空運賃、宿泊料のみとする(航空運賃とホテルの費用がセットになったホテルパックも可)。 ※1 人数 2 人以内、7 泊 8 日以内。 ※2 見積額（見積書・検索サイトの画面コピー等要提出）と下記に記載の宿泊料金表上限額とを比較して金額が低い方を申請すること。 ※3 ホテルパックを利用する場合、申請額が市の把握する額を上回ったときは市の把握する額を交付する場合がある。
② 印刷製本費(ポスター・パンフレット・パネル等) ※汎用性がないものとし、制作物には事業名をいれること。
③ 試供品等作成経費 ※1 訪問先の参加人数等を考慮したうえで最低限の数とすること。 ※2 自社製造の場合は、原材料費等原価のみ対象とする。
④ 送料
⑤ 翻訳費
⑥ 上記以外の経費であって、特に必要と認められる経費 ※1 消費税については税抜記載、1 円未満は切り捨てとする。 ※2 実績額が申請額を上回ったときは、申請額を上限とする。 ※3 申請額は千円未満は切り捨てとする。

助成対象外経費
①事業提案にかかった経費 ②自社社員の人件費 ③事業の目的外の用途に係る経費 ④支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費 ⑤交際費（贈呈経費、懇親会費等） ⑥食糧費（自社社員のための食事、茶菓子、飲料、食材料等） ⑦既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費 ⑧事業の実施期間外に要した経費 ⑨他の事業と明確な区分が困難な経費 ⑩汎用性のあるもの（本事業において作成したポスターや試供品等で、商談会名や商談会開催日の記載がない等、別事業においても使用可能な物。） ⑪上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

宿泊料金表（海外）

	海 外	上限額
指定都市	シンガポール／ロスアンゼルス／ニューヨーク／サンフランシスコ／ワシントン／ジュネーブ／ロンドン／モスクワ／パリ／アブダビ（ア首連）／ジッタ（サウジアラビア）／クウェート／リアド（サウジアラビア）／アビジャン（コートジボワール）	19,300円
甲地方	北アメリカ／ハワイ／グアム／（西）ヨーロッパ／中近東地域	16,100円
乙地方	それ以外	12,900円
丙地方	中国／インド／メキシコ／南米／アフリカ	11,600円

第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 住 所：

事業所名：

代表者の役職：

氏名：

印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金 交付申請書

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金の交付を受けるため、市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき申請します。

1. 事業名（ターゲット国） ()

2. 補助金交付申請額 円

3. 担当者

氏 名：

電話番号：

メールアドレス：

第 2 号様式（第 7 条第 1 項関係）

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 住 所：

事業所名：

代表者の役職：

氏名： 印

市内事業者アジア戦略実証支援補助金 誓約書

市内事業者アジア戦略実証支援補助金の申請について、以下の応募資格要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1 件名 年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金

2 応募資格要件

- (1) 那覇市中小企業振興基本条例第 2 条第 1 項第 1 号で定める中小企業者
- (2) 市町村税を完納していること。
- (3) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 台 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 本事業について、他の助成金・補助金等の併用をしていないこと。
- (6) 本事業の追跡調査に協力すること。

第3号様式（第7条第1項関係）

会社概要書（市内事業者アジア戦略実証支援事業）

会社名					
代表者役職・氏名					
所在地					
業 種					
海外ビジネス担当 の有無	☐ 有 ☐ 無				
設立年月	年 月	資本金	円	社員数	人
会社の主要業務					
海外ビジネスの実績について（海外ビジネス実績なし ☐ ）					
商品・サービス別売上額、業務連携・技術提携等ご記入ください。					
主要株主	株主名			持株割合（%）	

（記入分量が多い場合は、適宜行数を追加してください）

第4号様式（第7条第1項関係）

事業概要書（市内事業者アジア戦略実証支援事業）

・事業名 ・ターゲット国 ・実施期間	・ ・ ・ 年 月 日 ～ 年 月 日
1 目的及び事業概要 ※事業効果を高めるための工夫や取り組みを記載。	
2 取り扱う商品・サービス 名称 ※商品ごとに記載。	名称： 特徴：
3 事業スケジュールについて ※補助金交付決定から完了日までの日程、具体的なスケジュールを記載。	補助金交付決定 （ 月） （ 月） （ 月） （ 月） 事業完了
4 成果目標について （期待される効果） ※売上額・雇用者数の増など目標数値等を記載。 ※本事業を活用して今後、どのように海外ビジネスを拡大していくか。工夫等を記載。	
5 事業に対する意欲について	

（行数は適宜調整してください）

第5号様式（第7条第1項関係）

助成対象経費内訳書（市内事業者アジア戦略実証支援事業）

※税抜記載

	経費区分	内容詳細	単価	数量	補助対象経費	補助金交付 申請額
1	旅費	①				
		②				
		③				
		小計				
2	印刷製本費	①				
		②				
		③				
		小計				
3	試供品等作成費	①				
		②				
		③				
		小計				
4	送料	①				
		②				
		③				
		小計				
8	翻訳費	①				
		②				
		③				
		小計				
9	その他	①				
		②				
		③				
		小計				
		合計				補助対象経費の 半額（1/2） ※千円未満切捨

【備考】

①行数が足りない場合は挿入可。

②各経費の項目は修正可。※対象経費については、募集要項等要確認。

③実績額が申請額を上回ったときは、申請額を上限額とする。

第6号様式（第8条第1項関係）

那覇市指令経商第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者職・氏名

那覇市長

年度 市内事業者アジア戦略実証支援支援補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金については、下記のとおり決定したので、市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第8条1項の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

(2. 交付の条件)

第7号様式（第8条第1項関係）

那覇市指令経商第 号
年 月 日

住 所

会社名

代表者職・氏名 様

那覇市長

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金
不交付決定通知書

年 月 日付、申請のありました市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付申請について、年 月 日開催「市内事業者アジア戦略実証支援補助金 審査委員会」において、本補助金の審査要項等に基づいて審査を行った結果、不交付決定としましたので、同市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要項第8条第1項により通知します。

【不交付の理由】

問い合わせ先
那覇市経済観光部商工農水課
担当：
電話：951-3212

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名 印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知
のあった 年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、市内事業者アジア
戦略実証支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、計画変更について下記の
とおり申請します。

記

1. 変更の内容	
2. 変更を必要とする理由	
3. 変更が補助事業に及ぼす影響	

※経費の変更を伴う場合は、変更前と変更後を対比した補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額、経費の算出基礎が分かる書類を添付してください。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名

印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請をします。

記

1. 事業中止（廃止）年月日 年 月 日

2. 事業を中止（廃止）する理由

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名 印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金
交付申請取下届出書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあ
った 年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、市内事業者アジア戦略
実証支援補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、取下げしたいため、下記のとおり届
出をします。

記

1. 補助金の額 金 円
2. 交付申請年月日 年 月 日
3. 取下げする理由

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名

印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金 事故報告書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の事故が発生したので、市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容及びその原因
2. 現在の進捗状況
3. 現在までに要した経費
4. 事故に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
(事業所名)
(代表者職・) 氏名

印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金 遂行状況報告書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、遂行状況を市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名 印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金 実績報告書

年 月 日付け、那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業を完了したので、市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1. 実施した補助事業

(1) 事業計画名	
(2) 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (補助金交付決定日)
(3) 事業の効果	

2. 交付決定の額

(1) 交付決定額	金 円
(2) 精算額	金 円
(3) 差額 $((1)-(2))$	金 円

第14号様式（第14条第1項関係）

那 經 商 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者職・氏名 様

那覇市長

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け那覇市指令経商第 号で交付決定した 年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、実績報告に基づく審査の結果適正と認められ、下記のとおり交付額を確定したので市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第14条第1項により通知します。

記

交付確定額 円

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名 印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金 精算払請求書

年 月 日付け、那覇市指令経商第 号により交付決定を受けた
年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、市内事業者アジア戦略実証支援
補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

精算払請求金額 金 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行	支店
	農協	
	信金	
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※通帳の写し（表紙及び支店名がわかる部分）を添付する。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名
印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け、那経商第 号により額の確定通知があった
年度市内事業者アジア戦略実証支援補助金について、市内事業者アジア戦略実証支援
補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金確定額	金	円
2. 補助金の確定時における消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に 伴う補助金に係る消費税及び地方消 費税に係る仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額（3－2）	金	円

第17号様式（第17条2項関係）

那覇市指令経商第 号
令和 年 月 日

住 所
事業所名
代表者職・氏名 様

那覇市長 知念 覚

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付決定取消(変更)通知書

市内事業者アジア戦略実証支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、 年 月
日付那覇市指令経商第 号の交付決定を全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内
容もしくはこれに付した条件を変更します。

記

1 取消（変更）内容

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
事業所名
代表者職・氏名

印

年度 市内事業者アジア戦略実証支援補助金
事業実施状況等報告書

年 月 日付け、那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、 年度の実施状況について、市内事業者アジア戦略実証支援支援補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業計画名

2. 事業状況（概要）

☐継続 ☐終了

説 明：

3. 事業実施地域

4. 補助事業に係る本年度収支状況